

ITOGA 宿泊約款

第1条（宿泊引受の拒絶）

当施設は、次の場合には宿泊をお断りすることがあります。

- (1) 宿泊しようとする者が、他のお客様や近隣に著しく迷惑を及ぼすような過度な騒乱行為を行うおそれがあると認められるとき。
- (2) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (3) その他、本約款の定めに従わないとき。

第2条（貴重品および手荷物の管理）

- (1) 宿泊客が当施設内（客室および共有スペース）に持ち込んだ現金、貴重品、その他の物品については、宿泊客ご自身の責任において管理するものとします。
- (2) 館内での紛失、盗難、滅失、毀損等の損害が生じても、当施設に故意または重大な過失がある場合を除き、当方はその責任を負いません。

第3条（利用規則の遵守と禁止事項）

宿泊客は、当施設内において以下の行為を行わないものとします。

- (1) 指定場所以外での火気の使用（自炊用コンロ、キャンドル、お香等）。
- (2) 全館禁煙（電子タバコ、加熱式タバコを含む）。
- (3) 深夜（21:00～翌朝 7:00）における、近隣や他のお客様の安眠を妨げるような過度な騒音。
- (4) 当施設の許可なく、宿泊者以外の者を客室内に招き入れること。

第4条（損害賠償）

- (1) 宿泊客の故意または過失により、当施設の建物、家具、備品等を破損、汚損、紛失したときは、その修理・再購入に要する費用（実費）を請求させていただく場合があります。
- (2) 前項の損害により客室が使用できなくなった場合、その期間の休業補償を請求することがあります。

第5条（駐車場の利用）

- (1) 駐車場内での車両の事故、盗難、破損等の損害について、当方は一切の責任を負いません。

第6条（遺失物の取扱い）

- (1) 宿泊客のチェックアウト後、当施設内に宿泊客の遺失物（忘れ物）が発見された場合

は、原則として発見日を含めて7日間保管いたします。

(2) 前項の期間内に、宿泊客からの連絡がない場合、または引き取りの意思が確認できない場合は、当施設にて適切に処分させていただきます。

(3) 飲食物や衛生を妨げる物品、または著しく保管が困難な物品については、保管期間に関わらず発見当日に処分することがあります。

(4) 遺失物の返送を希望される場合の送料は、宿泊客の負担（着払い等）とさせていただきます。

第7条（客室の清掃および立ち入り）

(1) 宿泊客から「清掃不要」の申し出があった場合でも、衛生管理および施設維持の観点から、当施設が必要と判断した日には客室の清掃および点検を行います。

(2) 火災予防、防犯、設備の保守点検、その他緊急を要する場合、当施設は宿泊客の承諾なく客室内に立ち入ることがあります。

(3) 宿泊客は、正当な理由がない限り、本条に基づく清掃および立ち入りを拒否することはできません。

附則

2026年3月6日 制定・施行

ITOGA

代表 糸賀 智香子